

令和6年第2回定例会（第1号）

令和6年6月3日（月曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 出納検査報告
日程第 4 一般質問

○出席議員（14名）

議 長	14番	木 下 敏	副 議 長	13番	川 村 主 税
	1番	澤 出 明 宏		2番	神 崎 和 枝
	3番	江 口 勝 幸		4番	青 山 金 助
	5番	川 上 弘 一		6番	佐々木 陵 二
	7番	田 村 敏 郎		8番	稲 垣 明 美
	9番	中 川 友 規		10番	平 松 俊 一
	11番	上 野 武 彦		12番	池 田 誠 悦

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉 原 太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	工 藤 稔	統括監兼財政課長	青 山 栄久雄
統括監兼都市住宅課長	川 島 篤 実	総 務 課 長	中 村 雄 司
情報防災課長	庭 田 昌 輝	政策推進課長	笠 原 泰 之
税 務 課 長	佐 藤 恵美子	会 計 課 長	佐々木 宏 美
住 民 課 長	福 川 晃 也	環 境 生 活 課 長	村 山 德 收
福 祉 課 長	谷 口 真 樹	子 育 て 支 援 課 長	川 崎 恵 子
健 康 推 進 課 長	竹 内 圭 介	商工労働観光課長	岩 上 剛
農 林 水 産 課 長	村 上 宏 樹	土 木 課 長	松 本 博 和
上 下 水 道 課 長	池 田 晃		

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	倍 楼 司	教育総務課長	磯 場 嘉 和
学校教育課長	柴 田 憲	生涯教育課長	花 卷 亘

学校給食センター長 福永 崇弘

スポーツ振興課長 高橋 雅貴

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局 長 赤石 旭

○本会議の書記

事務局 長 広部 美幸 書 記 山本 翔大
書 記 伊東 宏樹

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

13番 川村 主税

1番 澤出 明宏

午前10時00分 開会

開会・開議宣告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第2回七飯町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

○議長（木下 敏） 日程に入る前に、今期定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

杉原太町長、演台でお願いいたします。

○町長（杉原 太） 議員の皆様、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和6年第2回七飯町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年6月17日より、北海道電力七飯水力発電所の損傷により、土地改良区のかんがい用水が供給停止となっておりましたが、一連の設備復旧工事が完了して、5月8日から放水が再開され、順調に田植えも進んでおります。農家を初め関係各位の皆様にご改めしてお礼申し上げます。

また、北海道新幹線札幌延伸開業が、当初目標の2030年度末から延期されたことについて、一日も早い開業と開業目標の時期の明示を早急にするよう、道南の自治体や経済団体と連携して、北海道新幹線建設促進道南地方期成会に結集して、国土交通省など関係機関に強く要望してまいります。

次に、本定例会に提出いたします議案は、条例の一部改正1件、契約議決及び財産の取得4件、協議1件、補正予算2件の議案8件、報告5件の計13件でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し

上げますので、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長の挨拶を終わります。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

13番 川村主税議員

1番 澤出明宏議員

以上、2議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月5日までの3日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月5日までの3日間と決定いたしました。

会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。

また、町政動向報告についても、お手元に配付

のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3

出納検査報告

○議長（木下 敏） 日程第3 出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） それでは、監査報告をいたします。

本6月定例会に報告します例月出納検査につきましては、2月、3月、4月分の3か月分です。

2月分につきましては、3月26日、27日、28日、29日、3月分につきましては、4月24日、25日、26日、30日、4月分につきましては、5月27日、28日、29日、30日、31日に行っております。

会計課長及び上下水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の金額が釣り銭を除いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告いたします。

また、3月29日には、公営企業会計の貯蔵品につきましても確認しております。

別に、実地棚卸表を添付しておりますので御参照願います。

以上です。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

日程第4

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第4、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 傍聴に来られている方、動画配信を御視聴の方、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、大綱3問、一般質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1問目であります。単身高齢者対策についての質問です。

内閣府の令和5年度版、高齢社会白書に我が国の総人口に占める65歳以上の人口割合が令和4年10月時点では29%、3,624万人と示されております。同じ年の国民生活基礎調査による65歳以上の者のいる世帯数2,747万4,000世帯、これは全世帯総数の50.6%となり、このうちの873万世帯が65歳以上の単身世帯であると発表されております。

単身世帯に関する新聞報道や自治体などの多方面からの発信には、生活意欲の低下、消費者トラブル、孤独死、認知症などの進行、こういった問題を抱えていることも数多く報告されております。

このような事案も含めた単身高齢者対策に、政府は新しい制度を検討中ではありますが、既に一部の自治体では政府に先駆けて、終活安心センターなる窓口を設け、あらゆる高齢者問題に対応しているところも出ております。

そこで、当町の現状や今後の対策について伺います。7点あります。

1点目、町内での単身高齢者、65歳以上の方の世帯数とその確認について。

2点目、単身高齢者から寄せられる相談の窓口について。

3点目、現在、町内で行われている単身高齢者向けのサービスについて。

4点目、住宅入居等支援事業について。

5点目、単身高齢者には老人性鬱が疑われる割合が高いと言われておりますが、その対策について。

6点目、エンディングノートの作成について。

7点目、成年後見人制度の利用状況についての質問であります。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

1点目について、令和2年度の国勢調査による65歳以上の単独世帯数でお答えいたしますが、1,731世帯となっております。単身高齢者の確認については、年に一度、民生委員による実態調査を行っているほか、地域包括支援センターの職員による実態把握訪問を行っております。

2点目の単身高齢者からの相談については、直営で運営している地域包括支援センターが、町としては窓口となっております。

3点目の単身高齢者向けのサービスは、訪問介護等の介護保険制度によるサービスのほか、七飯町保健福祉在宅サービスにおいて緊急通報システムの設置、地域要援護者支え合い事業での単身高齢者等の安否確認運動、会食会等の交流会の開催、除排雪活動を行っております。

4点目の住宅入居等支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定されている地域生活支援事業の必須事業である相談支援事業に位置づけられ、事業内容としては、賃貸住宅への入居を希望しているが保障人等がないなどの理由により、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に関わる支援を行う制度であり、七飯町では、函館、北斗の2市1町で委託している基幹相談支援センターにおいて対応しております。

なお、高齢者が対象となる事業としては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定されている住宅確保要配慮者居住支援法人において、賃貸住宅への円滑な入居に関わる情報提供、相談対応等を実施しております。七飯町を業務区域としているのは函館市内に1法人でございます。

続いて、5点目の老人性鬱が疑われる方への対応については、地域包括支援センターにおいて、御本人の症状に応じて医療機関への受診や、大中山、本町、大沼の3地区において実施している地域交流サロン事業等の介護予防事業につなげるなどの対応を行っています。

6点目のエンディングノートの作成についてですが、エンディングノートは、病気や不慮の事故

に遭ったときの延命措置のほか、介護や葬儀の意向等について記載するもので、終活ノートとも呼ばれ、遺言状とは違い法的な効力はなく、あくまでも本人が自らの意思で作成するものでございます。無料で配布している自治体もありますが、現在ではインターネットから無料でダウンロードできるほか、書店等で購入することも可能であり、自分に合った内容のノートを自ら選んで入手することから、町では配布を行っておりませんが、地域包括支援センターにおいては、実施している相談支援の対象者から相談があった場合などに、エンディングノートのほか、遺言状の作成、任意後見制度、死後事務委任契約等も含めて、終活に関わる対応について幅広く情報提供を行っているほか、相談者が希望される場合には、行政書士等の専門職に相談を引き継ぐなどの対応を行っております。

7点目の成年後見制度の利用状況については、令和4年10月1日時点においては、後見累計で37人、補佐累計で20人、補助累計で6人、令和5年10月1日時点においては、後見累計で37人、補佐累計で18人、補助累計で6人です。

なお、参考として、令和4年度と令和5年度に町長による申立てを行った人数は、令和4年度8件、令和5年度4件となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） それでは、再質問を順に行っていきます。

1点目でありますけれども、これは年に一度、民生委員が訪問して実態調査をしていると、そのほかのこともあります。これは理解しました。

2点目、高齢者から寄せられる窓口は包括支援センターということで、これも理解しました。

お尋ねをしたいのは、今年度4月から相続登記、土地のことなのですが、これを義務化されるということになりましたけれども、私含めて高齢者と言われる方たちというのは、あまりこういうことに対してきちんとした情報を得る機会というのがないように思うのです。

例えば、 になってしまったとか、いろいろ法的な処置をしなければいけないときに、こうい

うことがきちんと普通の状態のときに確認をされておけば、問題なく親族の方、近所の方もスムーズに受け入れるということになると思いますけれども、こういった法的な相談窓口というの、包括支援センターで受けてくれるのでしょうか。そういったことをまずお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、御質問にお答えいたします。

法的な窓口についての御相談でございますが、包括支援センターのほうでも一般的な知識というか、そういう部分での情報提供は行うことができます。相続登記の義務化についても、役場のほうでも、こちらは、法務局のほうが所管になりますけれども、法務局のほうから出されているようなチラシをお渡ししたりですとか、ただ、やはり具体的などころについては、さすがに私たちも法的な部分まで専門的な知識は持ち合わせておりませんので、役場、文化センターのほうで実施しているような定例の法律相談もございますし、あとは、先ほども少し答弁いたしました、弁護士、司法書士の先生などの無料相談なども実施しておりますので、そちらのほうの窓口を紹介したりというような形で対応のほうをさせていただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） それでは、3点目、単身高齢者向けのサービスについて、答弁でいろいろありました。緊急通報システムですとか安否確認とか、これはある程度知り渡っていますし、そういう利用者の方も相当数いるかと思えます。

警視庁が発表している高齢者の孤独死、65歳以上なのですが、年に6万8,000人くらいいらっしゃる。こういったことで、町内でも、私の住んでいる町内会でも何人かいらっしゃいました。まず、こういった孤独死される方の実数というのは、役場のほうでつかめているのであれば教えていただきたいな思ったのですが、サービスという質問の中にそういうことが含まれていない、つかめないのであれば、それはそれで構いません

ので、もし分かればお願いしたいと思います。

お尋ねしたいことは、この緊急通報システムというのは、私の知る限りでは、何かあったら自分でボタンを押すという仕組みで、たしか有料のものかと思うのですが、町内では防災無線、7億円近いお金をかけまして設備をした。

そのときに、町の情報が各家庭に行くようにということで、白い四角いラジオを4,000個購入して、これを必要な方に持って行ってもらった。これが双方向であれば緊急システムとしても使えるかと思ったのですが、残念ながら双方向ではない、受信のみの機械なのです。

だんだん高齢者が増えてくる。それから、首にぶら下げるようなもののサービスもやっていますと言っても、元気だった人が、そういうことをちゃんとあらかじめ知っていて、弱ってきたからつけておくとか、娘には言われたからつけるかとか、そういう人もいるかもしれませんが、あまり自分から進んでそういうことをやる人というには少ないように思うのですが、この緊急通報システムというのを、統一と言ったらあれですけれども、そのサービスと実際に町で持っている防災システム、こういうものを一緒にできないかという質問、これは防災課のほうに出していませんので、防災課のほうの答弁はいいですけれども、福祉課として、見直しというか、考えられないかどうかだけお答え願えませんか。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、御質問にお答えいたします。

孤独死の関係なのですけれども、町のほうでもある程度地域の方からの情報提供ですとか、警察のほうからの問い合わせ等によって、孤独死の現状について、正確に全部とは言いきれない部分はありますけれども、そのようなルートから把握した件数について、毎年、道のほうに報告することになっておりますので、その報告をさせていただいて、件数を一応把握しているような状況です。

今回たまたまいろいろと御質問いただいた中でも、孤独死の関係のお話もあったものですから、件数的にこちらのほうで把握させていただいていた部分を今、私のほうで数字で持ち合わせており

ましたので、お答えさせていただきますが、令和2年度からの部分ですけれども、令和2年度が2件、令和3年度が1件、令和4年度が4件、令和5年度はゼロ件という形で町のほうでは把握しておりました。

続いて、緊急通報システムについては、今、町のほうで導入しているのが、2種類のタイプがございまして、一つ目が、大きくはボタンを押すと、うちのほうで契約しているコールセンターみたいなところに通報して、そこで、「どうされましたか」ということで、コールセンターは24時間365日対応しておりますので、そちらのほうで、押された方の状況を確認して、押した方は体調が悪い方で、お答えできる方もいればお答えできない、反応できない方もいらっしゃるのですけれども、お答えできる方に関しては、状況を確認した上で救急車を手配する。あとは、あらかじめ登録されている方にコールセンターほうから連絡して、家に駆けつけるなどの対応をしている部分と。

あともう一つは、センサー式のもので、一定時間、家の方の動きがないときに、あらかじめ登録されているメールアドレスの、例えば御家族の方ですとかに、「動きがありませんよ」というような形で一方的にお知らせするようなシステムも導入させていただいているところでございます。

今、やはり独り暮らしが増えている現状の中で、ただ一方で、今、少子高齢化の影響もあって、なかなか町内会を初めとする地域力というのが低下している中で、改めてこういったデジタルツールを導入しているような自治体もございまして、今の現状の緊急通報システムのままでいいのか、もしくはまた新たなデジタルツールを活用したもので、何かいい形で見守りをするのができないか、そのあたりは私どもも今、検討中でございます。

ただ、何分デジタルツールもかなりの費用がかかるものもございまして、そのあたりも含めていろいろと検討させている状況だということで、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） それでは、4点目、再質問を行います。

高齢になってから家を住み替えるというのは非常にややこしい、例えば普通に不動産屋に行くと、保証人ですとか、それから高齢で、もしかするとすぐ事故が起きるのではないかとということで嫌がられてなかなか移れない、こういうことがあるわけなので、今回質問しているのですけれども。

どちらかというに入居の支援事業というのは、困った人を後押しするというので、それはそれでいいと思うのですけれども、今回質問しましたのは、あらかじめ元気なうちに、先に、自分のつの住みかかと思っているものがあるのか、もう少し、例えば商店街だとか病院に近いところに、小じんまりした小さい空き家があればそっちに移りたいとか、そういう選択肢を高齢者の方に行政側から発信することも必要ではないのかと考えての質問であります。

これは、今言ったとおりなのですが、そこにいないと駄目だと思っている方も多いのではないのでしょうか。なかなか今の住み慣れた環境を自分から変えるということは億劫です、これはよくわかるのです。ただ、本当にみんなに迷惑をかけている例というのは、本人たちもあちらこちらで見ているし、体験もしていると思うのです。

ただ、今現在そういう方たちに後押しする、先んじて住み替えをするというシステムがないものですから、情報提供として、自治体からそういう発信ができないかということについて、今回、支援事業についてということで質問したのですが、何かそういうお考えないものではないのでしょうか。やはり迷惑かけたくないと思っている人にとっては、有り難い情報になると思いますので、そういうことについては。

大綱の2問目で、空き家・空き地バンクの質問をしているのは、つまりところ、こういうことの後押しするための質問を2問目で控えていますので、具体的なことはそちらでまた質問しますけれども、福祉課として発信するというお考えについての再質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、お答えいたします。

今、御質問にありました住み替えの問題というのは、非常に単身高齢者に限らずですけれども、高齢者の方にとっては非常に大きな課題と言っていいのでしょうか、やはり御本人たちも、本当にこのまま住み続けられるのだろうかというような形で、思い悩んでいる方は非常に多いと思います。

ただ、なかなか本当に、先ほど議員のほうからもお話あったように、住み替えるというのは本当に大きな決断を要することなので、例えば賃貸住宅に住み替えるとしたとしても、果たしていつまでそこに住み続けられるのか、例えば介護が必要になった、医療が必要になったときに、本当にいいのか、そこで。大きな家を手放してアパートに移ったとしても、結局は、その先に医療とか介護が必要になったときの問題というのが出てくるものですから、やはり我々もそうですけれども、引っ越しをするというのは非常に労力のかかる部分ですし、高齢者にとっては、特に心理的な負担というところも大きく出てくるものですから、なかなか住み替えるとなったときに、我々相談を受けている状況などを聞くと、最終的には施設に入るのいいのかなというような形でおっしゃられる方もいらっしゃると思いますので、本当に様々な情報を、我々も相談を受け付けるのですが、どの程度まで情報提供をしてよいのかというのは、福祉課としてはちょっと悩むところはあるのですが。

ただ、積極的に皆さんに情報提供を今の段階でさせていただいているのは、このような施設がありますと、町内もしくはこの管内も含めて情報提供をさせていただいたりですとか、あと、相談があった際には様々な住み替えに対する最近の制度などもございますので、そういったものも個人に合わせていろいろお調べをして、情報提供などもしっかりできるように職員のほうでもスキルアップを図っていきながら、相談の対応に福祉課としては、まずは対応できるようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。これはなかなか、差し出がましいと言われてしまうことにもなりかねないのです。せっかく気に入って住んでいるところ出ていけということかと。本当に持っていき方は難しいと思うのですけれども、また2問目のほうで質問させていただきます。

続いて、5点目なのですが、老人性の鬱というのはなかなか、ぱっと色が変わるようなわけにはいきませんので、どういうふうになったときに、鬱ではないのかなと、分かってしまうくらいになったら施設に入るとか、そういうことしかないような状況になります。高齢者にとっては、どこからが支援を受ける境目なのかというのは、なかなか本人も周りも難しいところなのですけれども。

それで、交流サロンですとか、相談も受けているということでしたが、今、質問したのと似たようなことになるのですけれども、行政側のほうから何かアクションを起こせるようなことはないのでしょうか。例えば町内会単位であれば、元気なお年寄り散歩もしたり、玄関前に出てきて掃除をしたり庭をいじったりとか、こうやって見ているので割と話す機会というのがあるのですけれども、そうではない人がいます、引きこもっているというほどでもないのか、買物には出てくる。

こういう人たちと話す時間、機会を持つというのは、鬱になったり、いろいろ閉じこもる減少には結びつかない、なかなか話すきっかけがないということが原因かと思うのです。かといって、何とかセンターでやっているサロン事業に来てくれと、そんなのはいいわという感じの人が多。だから、家の玄関前に出て、例えば子供が学校から帰ってくる時間帯に、ちょっと子供たちに声をかけるとか、何かそういう、できそうでできないことっていつの間にか消えてしまったのです。昔は普通にそういうことができていたのですけれども、鬱にならないようにするための方策というのか、何かお考えはないでしょうか。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、お答えいたします。

鬱に関してお話ししますと、特に高齢者が鬱にな

られる原因としては、身体の衰えから、今までできていたことが急にできなくなってしまったということでの気分の落ち込み、もしくは、せっかく自分で今まで頑張ってきたのに他人に頼るということへの罪悪感というわけではないですけれども、後ろめたさというのでしょうか、そういったことで思い悩んでしまったりですとか、あとは、周りの方、御主人を亡くされた、お友達がどんどん施設に入られたり、もしくは亡くなられたりなど、そういった周りの方、環境面の変化によって、だんだん気分の落ち込みが強くなっていくということです。

私が知る限りでは、鬱というのは急にというのはなかなか考えづらくて、そういうところから徐々に徐々に、今まで社会的だった方が家に閉じこもりがちになってくるということで、徐々に徐々に変化していくことが多いかと認識しているところですので、治療もやはり早い段階で対処できれば、鬱に限らずどの病気もそうなのですけれども、早期発見、早期治療であったり、治療までではなくとも、誰かに悩みを打ち明けられるような対応が早い段階でできるのが一番だと思っておりますので、我々としては、地道にはなってしまうのですが、鬱の方に限らず、やはり地域で、何か今までとは違うという方がいらっしゃれば、早い段階で地域包括支援センターに相談、地域の方からでもいいのでということで、日頃から老人クラブですとか、様々な団体にお邪魔させていただいて、地域包括支援センターのPRを地道に行っていきながら、そういった形で早期対応につなげていけるように、これからも対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

それでは、6点目のエンディングノートの件ですが、一応町のほうでは行政書士とか専門職につなげるというサービスをやってくださっている。これは包括支援センターとかでやっています。ただし、ある自治体ではこういうものもあらかじめ配っている。もしくはホームページからダウンロードができますということをやっているところ

もあるのです。

ただ、それをもってすぐできるかといったら、1回1回、誰か説明できる人と向き合いながら書き込んでいかないと、なかなか何書いていいかわからないということもあるので、できれば、何かそういう活動を始められないかということ念頭に質問を出したのですけれども。

これは、東京のある区では終活安心センターという専門の窓口をつくっています。この窓口に行きますと、1回目だけなのですけれども、そういった専門職、弁護士ですとか司法書士の相談、アドバイスを受けられるというサービスをやっています。2回目以降は有料になりますので、あとは弁護士事務所とか司法書士と連絡を取ってやってくださいということになるのですが、最初だけは、自治体に相談に行ったときには専門職の方とコンタクトが取れるというサービスをやっています。そうすると、自分が亡くなった後の法的措置ですとか必要な手続、しっかりしているうちに、理解できますので、いろいろ進んでいくことになると思うのです。

国のほうでも今こういうことに力を入れるということになってきていますけれども、これから、例えば自分の財産の分与ですとか寄附、こういったものにつながるということも、変な話ですけれども、町の収入になる、町の活性化になる可能性もある。そういうことを考えて、エンディングノートを広く皆さんに理解をしてもらい、何か講習会といったら堅苦しいのですけれども、進めていくことが必要ではないかと思のですが、この点についてはいかがですか。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、御質問にお答えいたします。

エンディングノートについては、一時、結構終活ブームと呼ばれていた時代もあったかと思えます。結構そのあたりの時期に町内でも、例えば老人大学ですとか、社会福祉協議会のほうでも、終活に関わるセミナーみたいなものを開いてくださって、そのようなところで、結構周知活動も行っていた現状でございます。

今、町としては、確かに東京のほうの大きい自

治体では、そのようなセンターができていたというのを私も認識しております。ただ、東京のような大きな自治体と、うちのような町と比較したときに、常設でそのようなセンターを置く必要があるかどうかというところは、実際、東京のほうでどれぐらいの件数があるものなのかといったところも我々も把握していきながら対応は検討していく必要があるのかと思っております。

ただ、現状、私たち福祉課としては、重要視しているのが、身寄りのない高齢者への対応の部分なのです。そういった身寄りのない方については、亡くなられた後の問題というのが結構周りの関係者、医療機関、行政のほうもそうなのですが、結構周りの方に負担をかけてしまう現状などもございますので、それで我々のほうの地域包括支援センターでも、そのような方については、非常に難しい問題なので、あまりこちらが言い過ぎてしまうと、その方との信頼関係が崩れてしまう可能性もあるものですから、うまくそこはちゃんと信頼関係を築きながら、ある程度のタイミングを見て、今後どうしていくのと、入院したらどうするのか、亡くなられた後のことは何か考えているのというような、あまりエンディングノートを出してしまうと、急に問題を突きつけてしまうことにもなるので、うまくそこはさりげなく対応していくような形で、身寄りのない方の対応というところを、まずは重点的にこちらとしては対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 本当に身寄りのない方が、せっかく長年築いてきた自分の財産を、例えばどこかに役立てたいというのはたまに新聞で報道されたりとかもします。

こういうことに、厚かましい話かもしれませんが、つなげる手段として、理解をしてもらうという宣伝というのですか、認知しておいてもらうということも非常に大事かと思っておりますので、できる範囲で進めていただければと思うのですが。

7点目に移ります。後見人制度のことで、今回、今までの流れからすれば、自分で全部できる

うちはいいのですけれども、障害になってしまったとか認知になってしまった、そのときに使える制度が成年後見人制度ということなのですが。

ちょっとお聞きしたいのですが、この制度というのは、後見類型ですか補佐類型とか補助類型、程度、それから扱う法律的なもので分類されているのでしょうかけれども、はっきり言って本人の方は、どれで分類されても全然本人にとっては分からない話です。

今までの質問の流れからいって、結局、元気なうちに何かやっておこうと思ったら、エンディングノートとかである程度処理できると思うのですが、それが間にはない場合とかに、この制度が控えていますということなのですが。エンディングノートの宣伝と併せて、こういう後見人制度もありますということもお知らせしておいたほうがいいような気がするのです。

周りの人から見て、何かどうしようもなくなってしまったとか、そのときに周りの人で面倒を見てくれる人がちゃんといればいいのですけれども、何かこの制度があるからそれでやって頂戴みたいな、その使い方というのは非常に本人にとって、本人は分からないでしょうけれども、はたから見てもちょっとかわいそうだなという面があるので、後見人制度のことも、あらかじめ高齢者の方に説明する機会を持ったらいかがかと思うのですが。

例えば病院に入って手術を受ける、入るまでは元気だったのですけれども、長くベッドに寝ている間に が進むなんていうのは結構ある話なのです。その途端にこういう話が出てくる可能性もありますので。できればふだんから、こういうのもあると、そのときにはこれを利用するのか、その前に自分でちゃんと決めておくのか、そういうことも話される機会があってもいいのかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、お答えいたします。

成年後見制度については、地域包括支援センターのいろいろある業務の中で、権利擁護業務と

いうところがありまして、そこで、法律的にも明記されているのですが、やはり成年後見制度の周知徹底というところを、地域包括支援センターとしても力を入れていかなければいけないということで、私たちの介護保険事業計画のほうにもうたっています。

現状としても、年に1回ですけれども、地域包括支援センターのほうで企画をして、一般町民向け、あとは、関係者向けのセミナーを開催させていただいておりますし、あと、町のほうで開催しました市民後見人養成研修ということで、一般の市民の方が成年後見人になるための養成研修を受講された方で、成年後見人の市民後見人の会という独自のボランティア団体をつくっていただいて、そちらの団体のほうでも町民向けに、年に一度セミナーなどを開催していただいているというところで、成年後見の部分については、結構いろいろな形で周知をさせていただいておりますので、また内容についても、やはり関心が高い方と、なかなかこういうことに関心が薄い方もいらっしゃるって、内容をいろいろ工夫しないと、特に関心の薄い方にどのような形でこの制度を理解していただくのかというのが、やっているの課題ですので、いろいろ内容なども検討を毎年度していきながら、今後も開催をしていきたいと考えているところでございます。

以上です

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

それでは、大きな2問目に移ります。

七飯空き家・空き地バンクの制度についての質問です。

平成25年より始められた当町の空き家・空き地バンクは、近郊自治体に先駆けて開始されたところではありますが、期待した成果に結びついていないとは言えない状況であります。

特に、空き家に関しては、各家庭の事情で家を空けているのか、空き家になったのかが分かりづらい物件もかなり増えていると思います。町の調査で判明している空き家数も、この点をはっきりさせることができると、住居として利用できる可能性が格段に向上し、地域の活性化にも相当寄与

するものと考えて、次の点について伺います。

1点目、町ホームページサイトの最近の閲覧数と成約実績について。

2点目、サイト内容や更新やリンクづけについて。

3点目、登録業者が保有している物件情報を空き家・空き地バンクにリンクさせることについて。

4点目、相続放棄物件の対応について。

5点目、相続土地国庫帰属制度について。

6点目、登録物件の管理についてであります。

お願いします。

○議長（木下 敏） 統括監兼都市住宅課長。

○統括監兼都市住宅課長（川島篤実） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

1点目の空き家・空き地バンクの関連ページの閲覧数になりますが、過去5年分として、令和元年が8,157件、令和2年度8,255件、令和3年度1万3,941件、令和4年度1万2,506件、令和5年度1万1,908件となっております。

続きまして、成約件数については、令和元年度2件、これは空き地の売買となっております。令和2年度ゼロ件、令和3年度1件、これは空き家1件になります。令和4年度2件は、空き地2件の売買となっております。令和5年度3件については、空き家1件、空き地2件となります。

次に、次の2点目については、町ホームページの移住・定住内に空き家・空き地バンクへのリンクがございます。

また、昨年度より協議を進めております全国版空き家・空き地バンクサイトへの登録に向けて、今年度手続、整備、令和7年度より活用できるよう進めている状況になります。

次に、3点目については、町の空き家・空き地バンクから町内協力業者7社ございまして、ホームページ開設業者が4社、うち3社については、不動産情報の閲覧が可能となっております。

4点目については、相続放棄の場合、被相続人の財産に属した権利義務は一切承継されません。財産がどのようなものについての制限はなく、相続放棄に当たっては経済的負担は求められない仕

組みとなっており、手続としては、家庭裁判所となり、その手続費用が発生する程度であります。

御質問の相続放棄物件の対応については町では把握しておりません。

次に、5点目につきましては、まず初めに、どのような土地でも対象となるものではないことを御理解願います。

また、本制度におきましては、国、法務局において事務処理を行っておりますので、一概に申し上げることはできませんが、御質問の相続土地公庫帰属制度の国が示されている一定の要件について御説明させていただきます。

本制度の対象となる土地は、様々な要件をクリアされた土地について、国に帰属される仕組みとなっており、主な要件としては、法定相続人であること、次に、土地の所在や境界が明確にされていること、建物や地下埋設物などが無い更地であることなど様々ございますので、町のほうに相談があった場合については、国の機関である法務局を御案内しております。

最後の6点目については、空き家・空き地バンクについては、あくまでも所有者が空き家・空き地に対して管理を行うこととしており、町のほうでは管理をしておりませんので、御理解のほどよろしく願います。

以上であります。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） それでは、1点目から再質問させていただきます。

私、ホームページでたどったのですけれども、町の空き家等対策計画というのがホームページに載ってまして、平成25年度、30年度で一旦まとめて、今、令和5年度になっているのですが、25年、30年のときには、総務省の統計空き家数が載ってました。これは25年度が1,360件、30年度の計画書の中のデータでは1,460件、いずれも空き家率が町全体で10%を超えているという数字だったのですが、令和5年の町の調査では半分以下、683件ということになっているのですが、この差がどういうことなのかの御説明と。

成約件数はホームページにも出ていますけれど

も、閲覧数から見るとえらい少ないです。8,000件から1万3,000件閲覧されていて、年間に2件とか3件ということなので、これはやはり見直す必要があるのではないかとということで、再質問させてください。数字の違いと、成約件数が少ないことについてどうでしょうかという再質問です。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） それでは、第2期七飯町空き家等対策計画の推進について御質問があったのでお答えさせていただきます。

この調査については、議員おっしゃるとおり、平成30年とか平成25年の総務省統計局の住宅土地統計調査の数値が出ています。この計画の空き家数でございますが、1,260件となっておりますが、実際、昨年度、令和5年度、我々のほうで空き家対策計画を実施したときに、七飯町の空き家と推定される物件を調査した結果、682件ということになってございます。

国の総務省統計局の1,460件は平成30年度の数字でございますが、この大きな差としましては、国の統計局の数字でございますが、調べましたら、およそ七飯町の占有住宅に対して、11%の数値が係っているものでずっと推移してございます。この計画に載っているのは平成15年、20年、25年、30年と5年刻みでございますが、こちらについては、各年度、七飯町の住宅数に11%を乗じた件数が空き家件数として発表されているというものでございますので、実際我々が昨年度委託により調べた件数との差がその部分であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 統括監兼都市住宅課長。

○統括監兼都市住宅課長（川島篤実） それでは、成約件数が少ないのではということでありまして、今回の件数については、実績でございますが、閲覧数については、令和2年度から令和3年度にかけて閲覧数がぐっと伸びております。これについては、令和3年度から固定資産税の納付書に空き家・空き地バンクの制度を周知するようにした形で、閲覧数は伸びております。

また、相談についても毎年、納付書を出した後

には、相談としての件数はかなり多いのですけれども、実際に要綱についても、空き家は、現に使用をすぐできるものとか、そういう要件がありますので、その中で登録に結びつかない部分もありますので、その点については、改めて内容を詳しく分かりやすい形で、登録に結びつけたいということ。成約件数についても引き続き、業者7社がございますので、その辺と連携を取っていきたいと思いますので、御理解のほどお願いします。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

2点目に移りますが、リンクしていないというのは、ちょっと表現は分かりづらいかもしれないのですけれども、町のほうとしては全国版の空き家・空き地バンクとつなげたいということで、今準備しているという御回答だったので、それはそれでいいと思うのですが。

例えば町のホームページで空き家・空き地などのサイトを見たときに、無料法律相談のほか函館司法書士会などが実施している相談窓口等を周知・案内し、障害となっている問題の解消を促すとしている、こういう文章が載っています。ここに何でも載せればそれでいいのかという問題でもないのですが、最近、新聞には、中古の1戸建ての住宅が非常に人気があるということで、古い家をどう活用するかというのは、ちょっと若い人たちの間でブームになっているみたいなのです。

私ごとで恐縮なのですが、うちの妻の実家がありまして、何年間も空き家でした。そこに長男夫婦が移り住みまして、築50年近い古い家なのですが、自分たちでいいようにいじりながら暮らしています。それと息子は函館の西部地区で古民家を利用してクラフトビアバーという商売を始めているのです。私、議員になる前から、こういう古い建物を利用すると、それで町を活性化するというNPOがありまして、これに入って活動していました。そういう影響が息子にも出たのかもしれませんが。

例えば、今、ブームだからある程度情報収集が簡単なのかもしれませんが、うちでせっかくつくったバンクの制度、成約にはあまり結びついていないと。

お聞きしたいのは、リンクづけの内容なのです。業者が持っている情報が、3番目の質問とつながる話なのですが、結局、うちの制度というのは、七飯町のホームページに載せてくださいという情報しか載っていないのです。だから、どういう建物、どういう土地があるのか探している人から見れば全然少ないです。それで、町のホームページに協力していただいている町内の業者のところのサイトに行くと、その人独自の案件がたくさん見られるのです。だから、少なくとも七飯町内にある物件、今6社が協力してくださっているのですけれども、その業者たちの七飯町内の物件も、うちでつくっているサイトに来たら見られるようにするだけで、相当案件も増えるのではないかと考えて、リンクづけということで質問をしているのですが、その辺は、業者たちの思惑というものもあるでしょうけれども、ほかの業者に扱ってもらいたくないと、うちだけの案件なので、これは出したいくないと、それはそれでいいかもしれませんが、出せるものもあるのではないのかと思うのですが、この点についてはいかがですか。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

11時10分再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

平松俊一議員の質問に対する答弁より入ります。

統括監兼都市住宅課長。

○統括監兼都市住宅課長（川島篤実） それでは、御質問の2点目、3点目の部分になるかと思いますが、リンクづけの内容という御質問ですけれども、まず、業者の部分のリンクづけになりまされども、最初の答弁でもございますとおり、協力業者7社、そのうちホームページ開設が4社、うち3社の不動産についてはリンクづけが可能で、閲覧できるというふうになっております。

また、今後、引き続き業者との協議は進めてい

きますが、あくまでも業者と貸主との契約なり制約もございますので、その辺については、改めて企業と相談させて件数を増やす取組をしていきたいと思っております。

また、空き家などを検索する人の、探す人にとっては、見やすく分かりやすい形に引き続きバージョンアップしていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

強いて言えば、民間のいろいろなサイトを見ますと、例えば連絡先の電話番号をクリックすればすぐその会社につながると、うちの仕組みはそうなっていない。電話番号が出てるので、かけないといけません。この辺が非常に時代遅れかなと思っておりますので、見直しされるのであればその辺、よろしくお願ひいたします。

続いて、4点目と5点目、これは法律的なことなので、同時に再質問させていただきます。

確かにこれは町が扱うものではないのです。相続放棄されたもの、これは家庭裁判所のほうでどうにかする。それから、国庫に帰属されたものについても、官報に出たり、いろいろな国の制度の中で競売にかかったりする。件数が多いのか少ないのか、私、実態は全然知りませんが、

例えば七飯町内でそういう情報があったときに、裁判所に行って見てくるだとか、法務局へ行って見てくるのではなくて、この空き家・空き地バンクを見たら、そういうのもあるという、ひもづけできないかというのは、今回の4点目、5点目の質問なのですが、それについてはいかがでしょうか、ちょっと難しいですか、国のものとひもづけするっていうのは、お願ひします。

○議長（木下 敏） 統括監兼都市住宅課長。

○統括監兼都市住宅課長（川島篤実） ひもづけになりますけれども、4点目の相続放棄物件とか、5点目の国庫帰属の土地に関しては、先ほども答弁しましたが、国が処理しております。そして、ホームページ上のリンクづけを共有できないかということでありますけれども、これ自体も制度化されたのは最近でありますので、町としては、難しい認識と捉えておりますけれど

も、改めて国に対して協議が可能かと思っております。

ただ、物件のデータ共有というのですか、それについては、七飯町だけではなく、可能になるとしたら、全国一律のような対応になると思っておりますので、今後、協議の進み具合なり、結果については議員の皆様へ情報提供させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどお願ひいたします。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 開発局側の講習会をやるという情報なのですが、これは、土地の所有者追跡調査や廃棄物の撤去などを盛り込んだ対策計画を市町村が作成するという条件なのです。そういうものをつくる際の事業費の2分の1は補助しますという仕組みができています。

ですから、空き家なのか特定空き家なのか分からないのですが、こういった事業費を半分補助するという制度があるので、こういうことというのは、町内の空き家もしくは空き地といっても、誰が持っているのか分からないようなレベル、何代も追わないと所有者が分からないような土地に対して、町がそれを利用するという計画をつくる際の事業費という意味なのですが、こういうことというのは、あまり関係ないと思うのですが、何か利用できるものなのでしょうか。

○議長（木下 敏） 統括監兼都市住宅課長。

○統括監兼都市住宅課長（川島篤実） ただいまの御質問になりますけれども、今、平松議員おっしゃるのは、相続土地国庫帰属制度のほうではなくて、おそらく所有者不明土地法という法律になるかと思っておりますので、その辺ちょっと私、勉強まだしていませんので答弁できませんけれども、そういうような事業がもしあるのであれば、改めて、都市住宅課だけではなくて、関係する部署を集めて、できるものであれば進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願ひいたします。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 確かに、所有者不明の土地のことなので、今回の質問からずれてるかもしれませんが、お金がもらえる制度があると

ということなので。

最後の登録物件のことなのですが、これはあくまでも所有者の管理だという御答弁だったので、たまたま昨日見たテレビなんかでもやっていたけれども、NPOがこういう不動産の物件を、持ち主もしくは自治体からお金をもらって管理をしていると。そのお金というのは月七、八千円くらいのお金なのですけれども、実は何年も前に私が、空き家・空き地バンクの制度をつくる考えはないかという質問の中でも言った件なのですけれども、息子が家内の実家、何年も放置されていた家に住むときに分かったのですけれども、放置しているとひどいです、カビが生えて。

それで、町内の空き家に登録されているものは、おそらく不動産屋が管理されているものだと思いますけれども、そうっていないものもあるのかもしれない。それから、どうしようかなど、処分しようか解体しようか、誰かに売ろうかと考えている人たちにとって、目の前にあるものでしたら割といいのですけれども、札幌にいる、東京にいる、そういう人たちが、たまたま私が連絡として、この家を、お父さん、お母さんの家を借りたいという人がいるのですけれども、どうしますかと聞いたら、いろいろ中に物が入っているので、なかなか面倒くさいですねと言ったまま、4年、5年たっていて、もう住めないような状況になっていると。こういう物件というのはかなりあるのです。

一番最初の質問のテーマなのですけれども、家を空けているという状態です。空き家になっていないと考えるのか、空き家なのか、この見定めは非常に難しいのですけれども、この辺のことがちゃんとできるように、例えば町内会の人が月に1回入って空気入れ替える。そういうふうにするとかビの発生率だとかも大分抑えられるのです。空き家としての価値が下がらないと思うのです。2年、3年閉め切ったままでいけば、全く使い物にならない状態にどんどんなってくると。

こういうことに対して、あくまでも持ち主の責任です。もしくは不動産屋と契約をしてくださいと言うのか、町として何かそういうものをサポートする制度。ただし、成約されたときにはそのお

金を町のほうにちゃんと返してもらうとか、そういうことを含めた相続物件の管理ということで質問をしたのですが、その辺についてはいかがでしょうか。そんな面倒くさいことはできないでしょうか。

○議長（木下 敏） 統括監兼都市住宅課長。

○統括監兼都市住宅課長（川島篤実） ただいまの6点目の御質問になりますけれども、町のバンク制度については、あくまで現に使用できる物件のみの登録となっております。

御質問の建物の中とか、底地の維持管理については所有者がすることとしておりますので、現段階では町のほうで率先して管理するという考えはございません。

また、そのような相談はあります、確かに。それについては協力業者とか、その辺のほうと改めて契約してもらおうとか、そういうほうに誘導しておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

それでは、最後の3問目に移りたいと思います。

セカンドGIGAについてであります。

教育デジタルトランスフォーメーションにおけるGIGAスクール構想は、児童生徒の情報活用能力の向上や、デジタル人材の育成など、基本施策として、1人1台の端末を活用させることを文科省が令和元年から始めたものであります。使用する機種やソフトの選択は各教育委員会に委ねられていますが、先行した一部の地域では、端末のバッテリーのトラブルの事例などが発生していることも見られる。こんな中で機種の交換時期を迎えつつあり、このことをセカンドGIGAと称しております。

七飯町においては、事業での取組、開始時期も機材の調達や学校側の受入れ体制によって、多少のタイムラグが発生してはございましたけれども、現在は順調に推移しているようであります。しかし、機種交換の時期も近づいており、以下の点について伺いたい。

1点目、町内の小中学校及び義務教育学校での端末を利用した事業の進捗状況について。

2点目、タブレット端末の家庭での活用状況について。

3点目、タブレット端末機械本体のトラブルについて。

4点目、電子黒板などの周辺機器との共有について。

最後、5点目は、今後計画されるタブレット端末の更新についての質問であります。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） 答弁の前に、授業での取組開始時期にタイムラグが発生していたとのことについては、学習用端末は一括して学校に配置しており、本格運用につきましても、令和3年度当初より各学校で開始しておりますので、教員の習熟度の差はあっても、特段のタイムラグというものはないと認識しております。

1点目でございますが、令和3年度より各学校において学習用端末の本格運用を行っており、全児童生徒が授業で利用しているところです。学習ペースや習熟度に合わせて学べるAIドリルなどだけではなく、例えば体育ではフォームを撮影したり、道徳などでも自分の考えを入力して、皆で共有するなど、様々な利用方法があり、学習用端末による授業だけではなく、最近では、より日々の学校生活に溶け込んだ文房具、ツールのな使い方もされているところでございます。

2点目でございますが、インターネットを活用した調べ学習や、AIドリルなどが中心ですが、1点目でお答えしたようにツールのな使い方もされております。具体的には時間割りの確認、教員への質問やクラスの連絡などとなっております。

3点目でございますが、小学校、中学校、義務教育学校を合わせた修理件数は、令和3年度は26件、令和4年度は38件、令和5年度は106件となっております。

4点目でございますが、学習用端末と接続する周辺機器としては、電子黒板とプロジェクターを活用しており、共に教員が学習用端末の画面を大きく映すことで、授業においては、内容などがより分かりやすくなっております。

5点目でございますが、現在使用している学習用端末につきましては、使用されているクローム

OSのサポート期限が令和9年7月となっていることから、それまでに機種を更新を行う必要があると考えております。

更新に当たりましては多額の費用がかかることから、国や北海道による補助事業の動向を注視しておりましたが、2月に初めて国庫補助事業に係る北海道教育委員会による説明会が開催され、大まかな補助要件等が明らかになったばかりでございます。

現時点では、国庫補助事業で行う新たな学習用端末の調達方法については、北海道が主導する共同調達が想定されておりますので、まずは子供たちの学業に支障がないように、そして財政的に不利にならないように、更新時期を含めて検討・協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

まず、授業の進捗状況、失礼しました。トラブルというか、タイムラグはなかったと。私が聞いているときには、何か学校ごとにずれがあるというふうな表現をしていた方がいらっしゃったので、そういうふうに表示しました。失礼いたしました。

何点か、まず1点目についてお伺いをいたしますが、支援級がどんどん増えてきているという世の中の新聞ですとかテレビの報道とかがあるのですが、町内で今、支援級が増えているのかどうかと。その支援級で、この端末はどういった使われ方をしているのかお聞きしたいと思います。

支援級ですから、発達障害あるいは知的障害だとかといった子供たちに対する利用の仕方ですから、一般級、普通級の子供たちとはちょっと違ったやり方をするのかと考えたので、その点について答弁願います。

2点目ですけれども、視覚や聴覚、身体に障害がある児童生徒がいた場合、端末に対して別な設備というか装置が必要になるかと思うのですけれども、こういったことについてはどういうふうになっているのか、このことについてお尋ねをしたい。

それからもう1点あります。学校の事務という

のですか、いわゆる校務なのですけれども、こういう端末が入ったことによってかなり効率化されたという方もいらっしゃるのですけれども、逆に負担になったという方もいらっしゃる。G I G A構想というのは、今現在どういった状態なのか、簡単にでいいですので、お答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、順次お答えをまいります。

まず、特別支援級が増えているかどうかということですが、昨年度と比較してという数字は今手元にご覧できませんけれども、例えば10年前と比較すると支援級は増えている傾向にあります。

支援級での使い方なのですけれども、こちらのほうは有効活用されているとお答えいたします。特別支援の種別はいろいろございます。情緒級、知的級、例えば肢体不自由の方、病弱いろいろございますけれども、その子供たちが、様々な学年の子供たちが一緒に学ぶような形になります。

そういった中で、学習用端末による授業というのは、個別の進み方ですとか、そういった個別の状況に応じて非常に有効であると考えておりますので、知的級で例えば端末が使えない、なかなか自由に使えないお子さんはいらっしゃる可能性がありますけれども、基本的には有効に活用できている。また、例えば集中力がなかなか続かなかつたり、いろいろな特性を持ったお子さんたちもいらっしゃいます。いろいろな端末のほうでは視覚的に訴えたり、いろいろな集中を高めるような仕組みのアプリ等もございますので、そういったことで、特別支援級のほうでも学習端末は有効に活用されていると把握しているところでございます。

続きまして、視覚・聴覚等の障害を持った場合の別種の装置の件でございますけれども、現在、七飯町には、視覚障害と、聴覚のほうは、特別支援の設定は基本的に聾学校になると思いますけれども、とりあえず、今現在の状況で視覚障害を持ったようなお子さんはいらっしゃいませんので、もしそういったお子さんが入学したときは、

障害の状況に応じて対応していくという形になるかと思えます。

3点目、校務での効率化でございますけれども、基本的に学習用端末、先生方、子供たちが使うものと、教職員が事務で使うパソコンは別のものでなっております。例えばですけれども、今まで先生たちが子供たちの宿題、課題を出すときに、例えば問題をクラス分印刷をして配布するといった行為が、今はかなり学習端末によって一斉に配布したり、そういったことをしておりますので、例えば印刷の手間ですとか、そういった面ではかなり楽になっていると考えてございます。

そのほかの事務によっては、当然いろいろ端末のルールをつくったり、そういったことでの事務手間は増えていると思っておりますけれども、一般的な考え方としては、学習端末の導入によって校務のほうも若干ではございますけれども、効率化のほうに進んでいると考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

このG I G Aスクール構想というのは、基本的に1人1台というのが具体的なあれなのですけれども、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された資質・能力が一層確実に育成できる教育I T C環境を実現するという構想の下に今進めているのですが、一番心配なのは、個別の指導なのですから、個別の指導に役に立っているという表現しかないと思うのですけれども、どうなのでしょう。何か父兄とか、ほかのやっているところと比べて、うちは改善すべきものがあるのではないかとか、この点についての現時点での評価というのをお聞かせ願いたいのですけれども。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、お答えをまいります。

今、議員がおっしゃった個別の指導に役に立つというところでございますけれども、まさにそのとおり、子供のいろいろな様々な特徴や特性を

持った子供たちも有効に活用できるのが学習端末だと認識してございます。

単純に、ドリル等ございますけれども、今現在ドリルだけとかでなく、ツールの使い方をしております。学習端末を様々な場面で子供たちが使うことも学習の一つになっているのではないかと。例えばこれをこうしたらいいのではないかとか、これをこういうふうに活用できるのではないかと。例えば体育では、人のフォームを撮影したり自分のフォームを撮影したり、様々な使い方をしてしております。端末を与えたからこれで終わりとかそういう形ではありませんので、今、学習端末がいろいろな使い方を子供たち、学校が今進んでいるところでございます。

七飯町は、令和3年度に本格運用ということで、全国的にも早いほうに入ると思いますがけれども、七飯町のICT推進委員会という集まりもございまして。各学校の情報担当の先生方等を集めて会議を開催しており、そういった中でも情報の共有化を図り、ICTの有効活用を全町的に、一体的に進める取組を行っているところでございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

それでは、2点目の家庭での活用状況をお伺いします。

緊急時に家庭でオンライン学習をするための環境というのは、まず整っているのかどうか。今まではコロナで教室が閉鎖、学校が閉鎖、こういったときにどうやって端末が利用されたのか。

それから、2点目としては、不登校あるいは引きこもり、こういった児童の利用の仕方というか、学習体制といったものはどうなっているのかお尋ねします。

もう1点、家庭にWi-Fi環境のないという方がいらっしゃいますが、前にも一度質問してございますけれども、今現在はどうなっていますでしょうか。お願いたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、お答えしてまいります。

まず、緊急時に活用できるかということですが、近頃は、例えばコロナ禍での一斉臨時休校等のような状態は起こっておりません。今、使い方としてですけれども、例えば夏休み、冬休み等の長期休暇のときにはグーグルの学習端末を使って子供たちの状態を確認したり、また、これは学校によるのですけれども、授業を休んだ子供に対して授業の様子を学習端末を使って配信して、家庭でも見るようなことができるというような形も取ってございます。

あとは、ちょっと先の話になりますけれども、先日、練成会との協定を結んでおりまして、災害時、もし七飯町全町的に臨時休校だとか、全町的にそういったことが使えないときには、無償で練成会グループのオンライン授業を視聴するような取組もできるようにしておりますので、そういったことで対応しているところでございます。

次に、不登校の児童生徒の利用の仕方ということですが、様々な理由で学校に行っていない、行くことができないというお子さんたちがいらっしゃるしまして、こちらのお子さんたちにも学習端末のほうはお渡ししてございます。それで、本人次第というところはありますけれども、連絡等は取るようなこともできますし、本人が希望すれば、そういったことで教員ですとか、そういったコミュニケーションは取れるところでございます。

あとは、七飯町の教育支援センター、レインボーというのがございますけれども、こちらのほうでは端末を使って、それこそ先ほどお話ししたとおり、子供の進度に応じて、学習の状況に応じて、子供たちにとって無償で利用できるようになってございます。こちらのほうは、子供たちが学校に行かないことで、例えば授業での巻き戻りというのでしょうか、前に学ぶべきことを今遡って、逆に学習が進んでいる状況でいえば、先に進んで学習を学ぶこともできるようになってございますので、そういったことで、学校に行けない子供たちも、形はいろいろ変わりますが、学習端末を活用しているところでございます。

あと、Wi-Fi環境でございますけれども、令和3年の12月の定例会のときに、Wi-Fi

環境未整備の世帯が50世帯ということで答弁申し上げているところでございます。今現在でございますけれども、まだ新1年生の部分はまだ調査終了していない学校もありますので、今、正確にということにはなりませんけれども、教育委員会では把握している数字としては、最低で約10世帯がWi-Fi環境未整備であると思われるところでございます。

こちらにつきましては、特に、教育委員会に直接の御相談はございませんけれども、以前も答弁しておりますけれども、モバイルルータの貸出等は引き続き行っております。そういったことで対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ツールとしてはきちんと、どんな場合でも子供たちが勉強できる環境にはなっているということで、ただし、Wi-Fiのない方は別としてということです。これはいいことだと思うのですけれども。

ちょっと気になるのは、2点目で質問しましたけれども、引きこもり、不登校、これは学校と連絡を取る手段としてというふうに関心したのですが、これは授業とか、そういうことはあまりやっていないという認識なのですか。せっかく家でタブレット端末を使って、ドリルであれ何であれ、それから、普通級の子供たちの授業風景を例えば動画で流せる、そういう環境にあるのは分かっていますけれども、ただただ機械を持って帰るだけで、実際に子供が何もしていないのであれば、端末を持たせている意味がないと思うのですけれども、やりたくないというのは、それがいたらしようがない話なのですかけれども、その辺、何かやりようというのはないものなのですか。

それと、3点目に聞きましたWi-Fi環境のない家庭がまだ10世帯ある。私、見守りを毎朝やっているのですが、その前を通る子供に聞いたことがあるのです。うちはこれがないので、機械はあるけれども使っていませんと、本人が直接答えた子供があります。通信料から何から役場のほうで持つわけにいかないと、その考え方は分かります。

ただし、制度というのは、基本的に誰一人取り残さないという前提の構想ですから、何とかできないものなんでしょうか。例えばその10世帯に、今テレビでコマーシャルやっています。コンセントを差せばすぐWi-Fi環境が整うと。ただし、通信料はお宅で払いなさいという話です。だけれども、それが払えないのでやっていないわけです。

だから、この子供たちにとっては、これから先、次の質問してきますけれども、端末の交換とか何かになったときに、取り残されるところの騒ぎではない。全く違う世界に入ってきますから、これから。だから1か月、2か月、みんなから端末が繋がらない状態が続くと、全く追いつけない。一人一人対応しますということなのでしょうから、例えば5年生になっても、2年生の授業からちゃんと分かるように、そういうことはできるのでしょうけれども、この環境の整備、Wi-Fiが繋がっていないというのは、全く何にもしようがないですから、町長、何とか考えられないものなんでしょうか。

ただし、それを全部町が持ちますと公にしてしまえば、それはみんな、全部役場に持ってもらうという話になりますから、非常に難しい話です。この辺は、何かちゃんと真剣に考えてあげないと、毎日のことで、子供たちが家に帰って、何にも端末を持って帰っている意味がないというのは、非常に気の毒な状況だと私は考えるのですけれども、この点について、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、お答えしてまいります。

先ほど学校に行けない子供たちを、通信手段としてということで今、再質問ございましたけれども、使い方の一つとしてお示ししております。決して安否確認のためだけの機械ということではなくて、当然いろいろな子供たちの状況がございます。全く部屋から外にも出たくないというお子さんもいらっしゃるれば、たまには出たり、全然学校には行けるけれども、なかなか教室に入れない、いろいろな状態のお子さんたちがいらっしゃいま

す。その子供たちの状況に応じて、例えば課題配信等も普通に行いますし、例えば授業の風景を流すことについては、学校とか先生の授業にもよるのですけれども、そういったことにも対応できるということで御理解をいただければと思います。

あと、Wi-Fi環境につきましては、なかなか難しい問題でございます。当然、課題配信等についても、環境が整っていないお子さんには、その辺を配慮して、宿題、課題等の出し方は配慮しているところでございますけれども、今現在、全てを10世帯に対して、町でのフォローというのはなかなか、今現在ではできていないところでございます。この辺は、それがなかなか自分の負担というところもございまして、その辺も含めて、なかなか全てを行政側でカバーするのは難しいということで、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 福祉になるのか、教育になるのか、難しい話かもしれませんが、引きこもり、不登校というのは同じようなものだと思うのですけれども、本人にとっては、勉強はしたいけれども、何か別な要因があって行けない、学校に行けない。行ったら、例えば極端な話、いじめに遭うとか、そういうのが嫌だから、勉強はしたいけれども行けないという方もいらっしゃる。

そういう人たちがちゃんと家の中で普通に端末を利用して勉強が進んでいるならそれはいいのですけれども、その辺の確認といいますか、現状というのはどうなのか、もうちょっと具体的にお知らせ願えますか。環境はあるけれども、やはりそれに参加する人たちが少ないからあまり役に立っていないものなのか、先ほどは役に立っているというお話でしたけれども、どうもそこが心配だし、分からないところですよ、はたから見ても。学校に出なくてもちゃんと勉強ができていれば一番いいのですけれども、その確認だけをお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、お答え

してまいります。

まず、今、学習をする場というのが学校だけではなくております。様々な学びの場、学校に行くことだけが正解という形ではございません。学校に行かない、行けないというお子さん方もいらっしゃるかもしれませんが、そういったお子さん、例えば家庭で授業を行う、例えば塾に行くといったことも、いろいろ様々な形での学習の方法というのがあると認識してございます。

そういった中で、どちらかというと、端末の活用というよりは、いわゆる言葉はあれですけれども、不登校対策的な部分になりますけれども、学校に来ない、もしくは来れない子供たちについては、学校のほうでそれぞれ担任先生を中心としてお話をしてございます。当然その中には、学びの部分、当然自分の進路もございまして、いろいろな希望等もございまして、学びのやり方も、その子供に応じていろいろ変わると思われます。そういったことで、担任先生を中心にして、各学校のほうで取り組んでいるということで、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） そういう答弁を信じることができないので、この点については終わりたいと思っております。

それでは、3点目、4点目は先ほどの答弁で了解しました。

5点目だけ再質問させていただきます。

4月にデジタル庁がGIGAスクール自治体ピッチというのを開催したのですが、当町も多分ズームか何かで参加していると思うのですけれども、GIGAスクール自治体ピッチというのは、これから更新されるタブレット端末のことについての説明があったと思うのです。

これは、1点目として、基本パッケージ、2点目としては応用パッケージ、3点目としてエドテックというものの説明があったと。

それで、基本パッケージは、価格が5万5,000円以下に収まる場合は全額補助対象になるという説明があったと思われませんが、応用パッケージですとかエドテック、これちょっと、私は調べ

たのである程度分かるのですけれども、聞いている方は何も意味が分からないと思うのですが、要するに5万5,000円の以上のオプションをつけた場合にどうするかということをもっとお聞きをしたい。

これについて、まだ実際には更新にはなっていませんけれども、今からどういうお考えなのかをちょっとお尋ねをしたい。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、お答えしてまいります。

先ほど答弁いたしましたとおり、現在、大まかな補助要件が示されているところでございます。端末の上限価格の1台当たり5万5,000円という形でお聞きしております。今、北海道による共同調達ということで、七飯町が独自で購入するのではなく、北海道が一括、北海道公立学校情報機器整備共同調達会議というものを設置いたしまして、国の補助金を基金として活用して、それを利用して共同調達のみが対象になるとお聞きしております。そちらのほうで、まず、会議の設置自体も6月から会議が行われる予定と聞いております。

こちらにつきましては、内容等を、今、オプション等のお話もありましたけれども、まず、その前段階として、端末更新をどのようにしていくのかということの説明がこれからでございますので、それを踏まえて、また考えていく形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 確かにこれからの話ですから、詳細が分かってから検討されるということになると思うのです。オプションを入れるとなると、それなりに予算をきちんと組まないと大変だと思いますので、今回質問させていただきました。

それで、機種の変換に伴っての話なのですが、例えば今、来年機種の変換があったとします。そのときに、中学3年生は卒業していなくなるわけなのですが、今までの端末というのはどうなるのですか、3年生の端末というのは、

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） まず、一般的な流れでございますけれども、今現在、全児童生徒に端末のほうは当たってございまして、今現在、中学校3年生が使っている端末というのは、卒業しますけれども、卒業したら中をまた新たに初期状態に戻して、新1年生が使うような形となります。

もし更新を行う場合は、OSのサポート期限が令和9年7月ということで、物理的には使えますけれども、安全上、セキュリティー上の問題で端末は使えなくなりますので、更新時期が来た場合は、古い端末は一括的に使用ができない形になるという形で認識しております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 先ほど支援級の子供の話聞いたのですけれども、例えば保育所、幼稚園にいるときに、少しほかのお子さん違うというデータがあったときに、町でもやっていると思うのですけれども、データを学校の先生に引き継ぐ、文章を書き込むものがありますよね、パステルノートとか、そんな名前がついているところもあるのかな。

例えば、こういう端末を何年間使ったら、個人の特性というのはかなりその機械の中に入っているものと私は思うのです。そういう支援を要する子供たちの、例えば一番喜ぶこととか、何かそういうことが、できればその子供に引き継いでいけるようにするために、端末ごと子供に預ける、持たせるだとか、そういうお考えはないでしょうか。

というのは、こういう支援を受ける子供たちというのは、学校を卒業すると、その先に今までのデータというのは一切つながらないのです。どこかの会社に勤めて、お前何もできないと言われてたら、その子が頑張ってきたものがみんな否定されるわけです。だから、そういうことがちゃんと次の社会生活に役立つように、この端末、もしくは中に入っているデータを引き継がないかということで、今、再質問させてもらうのですけれども、そういうことについて、検討の余地はないで

しょうか。教育長、どうですか。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 10年ぶりにぜんそくが再発しまして、お聞き苦しい点があるかと思えますけれども、御容赦願いたいと思います。

今の御質問、深掘りすると非常に難しい問題があると思います。個人情報扱いの問題も出てきますので、そこは法に基づいて慎重に対応していかなければいけないと思います。

ただ一方では、今おっしゃったように、引き継ぎということ考えたときにはとても大事なツールになると思います。今はペーパーで引き継いでいっています、そこは。

ただ、とはいえ、十分にそこがやり切れているかといえば、なかなかそれがやり切れていないという現状もありますので、その部分については、その子を、先ほどおっしゃいましたけれども、誰一人取り残さないということ考えたときに、その子供の特性に合った引き継ぎ方というもの考えていかなければいけないと思っています。

そういうふう考えたときには、決してこれはできませんという、簡単に一言で終わらせられることではなくて、それがその子にとっていい方向に行く必要なものであれば、個人情報の問題とか、いろいろなことを検討しながら、あるいは法律上問題がないのか、個人情報の問題がないのかということを検討しながら、それを生かせるような、取組について検討するという事はやぶさかではないと思っています。

根っこは、先ほど平松議員がおっしゃっていましたがけれども、誰一人取り残さないということに、方法は一つではないということです。その子の個性に合ったやり方というのは千差万別、たくさんあると思います。その中で、ICTを使わないで、ペーパーだけのほうがいいですというお子さんもいらっしゃれば、あるいはICTを使いたいだけでも、その環境がないということで、ぜひ環境を整えてほしい。ただ、今の状況ではそういう子どもたちに対して、町が負担をして、完璧にそれをつなぐということは今段階では難しいですけれども、どういう方法がいいのかも含めて、誰一人取り残さない方法については、これか

らも時間をかけながら検討していきたいと思っています。

その中の一つとして、今おっしゃったような内容についても当然含まれることだと思いますので、十分検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

非常にGIGAスクール構想というのは発展的なもので、理事者側でも議員側でもついていけないレベルになってきていると私は思います。

内閣府のウェブサイトによりますと、ソサエティ1.0、狩猟社会、ソサエティ2.0というのは農耕社会、順番に、今、第5社会に入ろうとしています。現在は情報社会ですけれども、次はどのような社会かといったら、これは、サイバー空間だとかフィジカルの空間、いわゆる仮想空間だとか現実空間、こういうものを高度に利用したものというのを入れていく機種交換になってくるのです。

物すごくどんどん進んでいく中で、せっかく今まで自分でため込んだものが、ぶつ切り切れてしまうというのは非常に難しいと思う。何とかよりどころになるようなものを残すということで、ぜひ早めに検討していただければと思います。

答弁は難しくても、一応、お考えだけでも一度お願いします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、お答えしてまいります。

まず、端末自体の更新はこれから進んでいくところでございまして、今お伺いした意見も参考にしながら、改めてどのような形でICT教育を推進していくかということも含めて考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

1時再開いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開い

たします。

佐々木陵二議員から、本日の会議を早退する届出がありました。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） それでは、通告に従いまして、4問質問させていただきます。

最初の質問は、七飯町の医療体制の維持をということであります。

この件に関しましては、令和5年の第4回定例議会にて質問しておりますが、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、前回の質問への答弁で、閉院したクリニックの施設を活用して、医療継続の方向で努力をするという件に関しては、七飯町や渡島での地域医療対策協議会、渡島医師会、その他の各種医療機関に情報提供をし、協力を求めていくとの答弁がございました。その結果、どのようになったのかというのが第1点です。

また、閉院したクリニックの施設の状況は、医療機器などを含めて、今まだ残っているのか、現状の実態についてお伺いします。

2点目、ななえ新病院の施設で、函館から非常勤で医師を呼び、週1回でも診療をすることができないか、検討することも必要ではないかと質問しておりますが、その可能性は検討しているのかどうか、その点についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） それでは、お答えをさせていただきます。

1点目の進捗状況についてでございますが、町としまして、町内の医療機関で構成されている七医会及び七飯町地域保健医療対策協議会、このほか渡島医師会や各医療機関には情報提供を行っており、御助言や有効な情報などがあれば御提供いただくようお願いをしているところでございます。

閉院したクリニックの状況についてでございますが、本町地区の耳鼻咽喉科と大沼地区の内科以外のクリニックは、現在、売り物件となっております。

確認が取れたクリニックのうち、大沼地区の内科につきましては、レントゲンが古くなったため廃棄をしたそうですが、それ以外の設備や備品等はおおむねそのまま、クリニック再開に向けて、現在、医師を探している最中とのことです。

また、本町地区の耳鼻咽喉科、大川地区の皮膚科、桜町地区の歯科医院も、附属設備や待合室等のソファなど、備品類はそのままだけですが、藤城地区の皮膚科につきましては、備品類が撤去済みで何もない状態であるということでございます。

2点目のななえ新病院において、閉院により町内からなくなってしまった診療科目の医師を呼び、診療対応することができないのかという御質問でございますが、ななえ新病院と協議をしたところ、現状では難しいといった見解でございました。

ななえ新病院といたしましても、七飯町内の医療体制の維持には協力したいという気持ちはあるものの、近年の医師不足や医師の高齢化、さらに、なくなった診療科目である耳鼻咽喉科や皮膚科につきましては、特に医師の成り手が少ないということもあり、なかなか難しい問題であるということでございます。

町としましては、引き続きアンテナを高くして情報収集を行うとともに、七医会や渡島医師会、町内医療機関の医師などの御協力の下、町内の医療体制の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦）

○議長（木下 敏） 暫時休憩します。

午後 1時05分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

上野武彦議員の再出問の内容について、議会運営委員会で協議した結果の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（中川友規） 上野武彦議員の再質問について、議会運営委員会で協議した結果の報告をいたします。

上野議員の再出問の中に、不適切な発言がありましたので、議長職権において再出問を取り消し、改めて上野議員の再出問から再開することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（木下 敏） ただいま、議会運営委員長から報告があったとおり、議長職権において再質問を取り消します。

それでは、引き続き上野武彦議員の再質問から入ります。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 大変申し訳ありませんでした。再質問をし直しさせていただきます。

まず、函館系列の病院からの医師の派遣で、診療を続けられないかということに関しましては、その病院のほうから、なかなか実施は難しいという返事があったということでした。

それで、再質問では、大沼のクリニック、内科関係ですけれども、そこでは、まだ施設が現存する状態であって、医師があれば受け入れたいとい

う意向を示しているということですので、これに関しては、ぜひ町としても、先ほど言いました渡島の各種地域の医療機関などに、そういった情報を提供しながら、ぜひ医師を確保するような方向で努力していただきたいと思います。

それから、本町の耳鼻咽喉科、それから、大川の皮膚科、そういったところに関しましては、先ほど答弁ありましたけれども、十分聞き取れない部分がありましたので、このクリニックでの今後の診療の実施の可能性、これについて町はどのように把握しているか、それについてお伺いいたします。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） それでは、再質問について答弁をまいります。

まず、大沼地区のクリニックの再開の部分です。医師の確保について、町としても協力をということでございますけれども、こちらにつきましては、3月の定例会でもお答えしておりますとおり、町としましても病院再開に向けて今動いている最中ということもあり、こちらにつきましては、七医会ですとか渡島保健所、また、そのほかの町内の医療機関等にも情報提供をしたり、いろいろと情報交換しながら、できるだけ医師の確保に協力できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、本町地区の耳鼻科、大川地区の皮膚科の部分でございますけれども、こちらにつきましては、病院の中の設備等々、先ほど申しましたけれども、病院の中の状況としましては、クリニックとして使える状況であるというふうにはお聞きしております。

ただ、今後の利用の予定につきましては、不動産、看板がかかっているということで、いろいろとその後の部分を探しているところでお聞きしていますので、今後の部分の予定については、確定しているところでは、確認は取れていないということで、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 1問目は終わらせていた

できます。

それでは、2問目に行きたいと思います。

図書館建設こそ優先すべき課題であるということでもあります。

令和6年1月30日開催の第3回社会教育施設、体育館・図書館整備検討委員会に杉原町長が出席し、図書館などの建設を保留とし、これまで計画もなかった五つの事業を優先して実施するという方向を打ち出しております。これに関して以下の点についてお伺いいたします。

1点目、図書館は幼児から高齢者、障害者まで全世代の町民が利用し、交流する文化活動の拠点となる施設であります。北海道の図書館統計、令和5年4月1日現在では、七飯町の図書室と八雲町の図書館を比較してみますと、七飯町では図書室の来館者数は5,296人、図書の貸出数は年間で1万6,871冊でありました。八雲町では、来館者数は3万2,872人で、年間の図書の貸出数は6万1,346冊でありました。

また、七飯町の図書室の図書等購入費は48万6,000円で、八雲町では、人口では七飯町の半分の町でありますけれども、年間の図書等の購入費は580万6,000円で、七飯町の11.9倍。図書館の面積は1,726.8平米で、78平米の七飯町の図書室の22.1倍でありました。

また、七飯町の図書室で図書館司書も置いていないけれども、八雲町では5人の図書館司書があり、学校の図書室にも巡回をしているということでありました。

このように、図書館のあるなしで、住民への文化的なサービスに違いが発生しているのが実態であります。これまで25年間も図書館のない町となってきた七飯町としましては、図書館建設は優先して取り組むべきではないか。

2点目、図書館の建設については、七飯町の第6次総合計画の期間内で建設すべきと考えるが、どうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（工藤 稔） それでは、御質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、1点目につきましてでございますけれど

も、3月に開催されました令和6年の第1回定例会、そして、同じく令和6年度の予算審査特別委員会の町長への総括質疑、こちらでも御答弁をさせていただきましたとおり、図書館建設につきましては、今後整備を進める学校エアコン整備、そして、老朽化した本町学童保育クラブの建て替え、さらに七飯中学校等の長寿命化改修工事など、子供たちがふだん過ごす、また、生活に密着した施設の整備、こちらのほうを優先的に進める必要があると判断したところでございます。先送りすることとしたところでございます。

次に、2点目についてでございますけれども、優先的に進めていかなければならない他事業があることから、現時点で図書館の事業年度を示すことは難しいところございまして、今後、議論をスタートいたします第6次総合計画の中で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） それでは、再質問させていただきます。

まず、この件に関しましては、町長が令和5年度の施政方針で、町民待望の図書館、スポーツセンターの基本計画、基本設計に着手してまいりますと述べておりました。しかし、その後1年もたないうちに、これまで計画にもなかった五つの事業、これを優先して実施する。そのために、実施した後に図書館、スポーツセンターの、温水プールも含めてですけれども、建設に取り組んでいきたいという方向を打ち出しております。

これに関しては、町長自ら町民に公約した公約に対する公約違反ではないかと思えます。この点について、まず、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） ただいまの件につきましては、副町長が答弁したとおりであり、当初、令和5年度では、私も念願の図書館のほうに入れるものと当初は考えていたところでございますが、これまでも説明してきたとおり、今の社会情勢、国内の情勢の部分で、事業費の精査をしたところ、このように優先されるべき事業が、事業費の高騰

によって、そちらのほうを優先させていただきたいということで、御説明をさせていただいたとおりでございますので、このことにつきましては、図書館については、大変申し訳ございませんが、先送りさせていただいて、先ほどの答弁のとおり、次期、第6次総合計画策定の準備をこれから始めてまいりますので、その中で検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 町長の答弁がありましたけれども、確かにこれは公約違反ではあるけれどもというようなお話でありました。

この五つの事業に関しましては、小中学校へのエアコンの設置、それから、老朽化した本町学童保育クラブの建設、こういったものに関しては、ある程度緊急性があると思います。

しかしながら、その中に緊急性のないものも含まれて、五つの事業を優先して実施するという方向が打ち出されております。特に、七飯中学校、それから大中山中学校の長寿命化工事は、耐震性のある校舎に関して、今後40年ももたせるという長寿命化の工事に関しては、緊急性は特にはないのではないかと考えます。

また、仁山の一般廃棄物最終処分場、これは令和12年まで埋立てが可能である施設、これを令和14年まで2年間延長するという工事になっております。これに関しても、それまでの何年かの間、ほかの事業をしないでということではないのではないかと思います。緊急性は特に感じられない。

一方で、現在の七飯の本町の地域センター、これに関しては、老朽化して耐震性もなくなっている。耐用年数50年を4年も過ぎていているということで、危険な建物となっており、この中で、こういう図書室、それから社会福祉協議会の活動をすることは危険であるということで、七飯町はこの施設から出るようにという方向を打ち出しております。

そういう状況の中で、図書室を図書館に切り替えるという工事をするのではなくて、ほかに出てもらいたいという考えなのです。この図書館に関

しては、本来、54年も前に、建設寸前になった図書館建設をやめて、大沼のサッカーグラウンドに切り替えた。その後、国の補助制度がなくなったために、25年にわたって図書館が建設できない状況が続いてきたわけであります。

そういう状況の中で、今この図書館の建設に関しては、国の補助制度が利用できるという段階が明らかになっております。そういった点でいえば、この際、図書館の建設は、先ほど言いました優先度の形でいえば、緊急性がない工事をするのではなくて、図書館の建設こそ最優先で今回は取り組むべきではないかと思いますが、これについても町長の答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今、中学校の部分に関して、長寿命化については緊急性がないのではないかとというようなお話がありましたけれども、七飯中学校は昭和51年、52年に建築されまして、築後47年以上経過しております。建物は耐震改修はされておりますけれども、施設の老朽化による雨漏り、壁のひび割れ、水道管の漏水などにより修繕費が増加しているほか、建設時より使用している暖房機器の能力低下により、生徒の活動に影響がある上、電気料金も多額となっている状況です。

そのため、今後の学校活動への影響、また、ランニングコスト削減の観点から、建物の耐久性、省エネ効率・向上を図るとともに、多様な学習形態による活動が可能となる環境の提供が必要との判断から、優先的に進めてまいります。

建物の外側自体は、耐震化はある施設ですけれども、耐震化の部分はそういうことですのでけれども、施設自体がもう50年近くにもなっているということで、今後、長寿命化して40年間また使えるような形にしていきたいと考えております。

また、一般廃棄物最終処分場の状況としましては、延命化及び増設工事が必要な時期に来ているところです。

一方で、最近の建設物価の上昇動向により、大型事業を重複して取り組むことは難しいところでございます。まずは子供たちがふだん過ごす、また、生活に密着した施設の整備優先が高いもの

と判断したものでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今、町長答弁なさっておりますけれども、町の計画でいきますと、この五つの事業を優先させて実施した後に、スポーツセンターを建設、その後に図書館という方向を打ち出しております。これまで二十四、五年も図書館のない町となってきて、しかも今、図書室の入っている施設がもう耐用年数を過ぎて、危険な建物になっているという段階になって、本来ならば図書館の建設に切り替えるべき、そういう状況になっているのではないかと思います。町長の考えでは、ほかに移ってもらうというような方向で打ち出しておりますが、これでいきますと、図書館の建設は、この五つの事業が終わった後ということになりますと、それは令和12年に仁山の一般廃棄物最終処分場の工事が完了する。その後にスポーツセンター、これを4年かけて建設すると。その後に図書館ということになりますと、さらに2年という年数がかかってくるということになります。

現在までに、既に24年建設しないうできた図書館について、これからさらに、これでいきますと12年近く後にならないと図書館の建設ができないということになります。ということは、第6次総合計画においても図書館は手をつけない、つけられないというような町の計画になるということになるわけですが、そのようなやり方であるのか、その点については、やはり町長の判断がこういう状況を生み出しているわけですが、図書館については、これまでの24年、さらに今後12年以上の年数を、図書館のない町にするというやり方であるのかどうか、その点については、再考を要する問題ではないかと思ひますが、その点について、再度答弁をお願いします。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 上野議員には大変申し訳ないです。上野議員と私、思いも一緒なのですが、これは前の定例会で同じ話をして、そして予

算審議のときにも我々反対討論もしています。同じことの繰り返しであれば、これは時間の無駄ですので、今の再々質問ですか、再質問ですか、取消しをお願いしたいと思ひますが、議長、議事進行をお願いしたいと思ひます。

○議長（木下 敏） ただいま平松議員から議事進行がかかりまして、過去の一般質問、ただ、今日は、本来であれば議会運営委員会を開くという形になるのですが、今日は傍聴の皆さんも多分この件で見えられている方もおられますので、答弁はきちっともう一度、町長が同じ答弁であれ、きちっと答弁した形で、上野議員に申し上げますが、今度は切り口をきちっと変えて、お願いしたいということで、進めさせてもらいたいと思ひますが、皆さんそういう形でどうでしょうか。いいですか。それでは、町長の答弁。

町長。

○町長（杉原 太） ただいまの部分で答弁してまいりますけれども、図書館、それから地域センターの老朽化ということで、大変耐震化もないというようなことで、この件につきましては、既存の公共施設や民間施設も含めて、図書館の運用というような形の中で、これまで図書室の運用で、図書の貸出しが中心だったのでありますが、中身、内容を十分に創意工夫して、図書館に準じたような、図書室の今の仮の移転になりますけれども、そちらのほうを早めに進めてまいりたいという形で、図書室の運用で何とか御理解いただきたいと考えておりますし、また、今後の財政計画、それから建設計画、このたびの部分では、事業費の積算、精査について、大分上振れしてしまったというようなこともございますので、そういう部分を十分に精査しながら、計画的な事業計画という形で、第6次のほうで十分に検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 町長答弁いただきましたけれども、第6次で何かというような表現はありました。

しかし、私の計算によりますと、12年くらい

後になるのではないかという予想になります。そうしますと、第6次では建設はできないという可能性が非常に高いわけですが、これまで図書館の建設が進まなかった経過を考えると、ぜひとも第6次の計画内に図書館を建設するという方向をぜひ意思表示していただければと思います。どうでしょうか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今後の社会情勢にも関わることかと思いますが、私としても皆さんに、令和5年度で期待させて、そして今回、この春に先延ばしさせていただくということで、大変がっかりさせたということもございます。何とか努力をして、計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） それでは、次の質問に参ります。

3問目です。七飯町も本気の子育て支援策をとることです。

多くの自治体にとって人口減少対策は大きな課題となっております。令和6年4月、厚生労働省が公表した人口動態統計特殊報告によりますと、七飯町の合計特殊出生率、1人の女性が一生の間に産む子供の数は、人口の維持に必要とされている2.06、これはおおむね2.06から2.07という数字が挙げられておりますが、これよりも大きく下がって1.35のレベルになっております。人口減少が深刻な状況になっているわけです。少子化の最大の原因は経済的な理由であると考えます。

そこで、七飯町として、以下のような子育て支援策を実施し、人口減少対策に本気で取り組むべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

1点目、子育て支援策として、幼稚園、保育園の入園補助制度を実施、2点目に、学校給食費無償化を実施、3点目に、学童保育料無償化を実施、この3点についてお願いします。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） 私からは、1点

目と3点目について答弁させていただきます。

まずは、1点目の幼稚園、保育園の入園補助制度についてでございますが、令和元年度より国の施策として保育の無償化がスタートしており、3歳以上の幼稚園、保育園等の保育料は無料となっております。

ゼロ歳から2歳までの保育利用については、世帯の所得に応じた利用者負担がありますが、低所得世帯については無償となっており、独り親や多子世帯への保育料の軽減も行われております。

また、町では、国の施策に加えて年少扶養控除のみなし適用による保育料軽減の拡大、完全給食実施に係る主食の費用負担、認可外保育の保育料負担の軽減などを行っております。

このようなことから、入園補助制度について実施する予定はございませんので、御理解をお願いいたします。

続きまして、3点目の学童保育料の無償化についてでございますが、現在、公営の学童保育を利用している児童は約220人おまして、月額7,000円を御負担していただいております。このうち要保護・準要保護世帯及び2人目以降のお子さんは2分の1としております。

また、民間学童保育の場合は、施設によって利用料が設定されており、保護者の負担軽減のため、月額6,000円の補助と多子世帯への上乗せ補助を行っております。

学童保育料の無償化を実施する場合、仮に町立の学童を基準として、月額7,000円の負担分を無償とする場合の試算では、年間で約3,780万円かかることとなります。これらのことから、学童保育料の無償化については、現状では実施は難しいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（福永崇弘） それでは、2点目の学校給食費無償化を実施について答弁させていただきます。

給食費の無償化についてですが、令和6年第1回定例会で、上野議員からの御質問で答弁したことと同様の答弁となってしまいますが、完全無償

化に必要な費用は、1年間で約1億円の負担が見込まれているところです。

給食費につきましては、学校給食法により、食材料費のみを御負担していただくこととなっております。受益者の応分の負担が必要であると考えていること。また、毎年約1億円の経費が恒久的に続くことを考慮しますと、町単独での完全無償化の実施は極めて難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） まず、幼児保育の問題ですけれども、これに関しては、国のほうで、実際はこういった少子化対策ということで、3歳から5歳までに関しましては、月3万7,000円という国の補助が出ておまして、従来、民間に預けましてもそれほどの負担にはなっていないので、十分な国の補助が行われていると思われま。そういうこと言えば、現在通っている3歳以上のお子さんに関しましては、無料でこういう施設の利用ができるというふうになっているのは存じております。

ただ、先ほども出ておりましたように、ゼロ歳から5歳、特に6か月から2歳までの間の、こういった低年齢の幼児に関しては、国のほうでも、一応は補助の制度を実施しているところでありますけれども、七飯町はこの制度を実際は利用していないというふうになっております。

「こども誰でも通園制度」という国がやっているのは、大体6か月から2歳に関しましては、月10時間程度の補助を行うということになっております。しかし、町内でこういった2歳までの児童で、実際にこういった保育園なんかには預けられている児童は100人を超えております。110人くらい実際にいる状況になっておりますけれども、こういった児童に関しましては、国の制度があるにもかかわらず、町は一切手をつけていないというのが実態になっておりますけれども、これに関してはどういう状況なのか、もう少し分かるように説明をお願いしたいと思っております。

それから、学童保育に関しまして、実際に補助をすると3,780万円と言いました。このぐらいの金額であれば、財政状況がある程度厳しいと

いえども、こういう子育て支援ということで、抜本的な政策としては、学童保育の無償化、これは非常に喜ばれる施策ではないかと思っておりますので、これについて再度答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） それでは、答弁してまいります。

1点目の御質問については、こども誰でも通園制度に関して、七飯町が実施していないのではないかなという趣旨だったのかと思っております。こちらのこども誰でも通園制度というのは、今の国のほうで本格的な導入を目指して、全国でモデル事業を展開しているところで、まだ制度として正式にスタートしたものではないので、町としては、今、全国で行われているモデル事業の結果を踏まえて、また国のほうで本格的なスタートを目指して、改めて通知などが送られてくる予定でおりますので、その状況を見ながら、制度については導入していく予定としております。

ゼロ歳から2歳までの保育料の関係だったのですけれども、今、七飯町ではゼロ歳から2歳の保育の利用者は190名おまして、そのうち低所得世帯については、負担はゼロとなっております。差し引きすると、負担ありは68名、約70名いらっしゃるのですけれども、この方々については、世帯の所得に応じて負担をしていただいているという状況でございます。

先ほども申したとおり、この負担ありの世帯についても、多子世帯の独り親ですとか、多子世帯の保育料の軽減ですとか、あとは、年少扶養控除のみなし適用といたしまして、通常の保育料の算定よりももう少し低い段階になる算定の方法を七飯町では取入れて、軽減を実施しておりますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、学童保育料の関係ですけれども、年間3,780万円が、もし無償化を実施すれば、恒久的にかかっていくということで、財政状況を見れば難しくはないのではないかなということをおっしゃってございましたけれども、3,780万円といえば、それなりに大きな金額かと思

います。

また、7,000円の基準というのは、町の学童の保育料を基準にしたものでありますので、民間の学童の保育料はもう少し高いのです。そちらのほうまで全部無償化にするとすると、なかなかいろいろな課題がありますので、こちらにつきましても実施のほうは難しいと考えてございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今、御答弁いただきましたことも誰でも通園制度、これに関しては、国のほうも月10時間という時間については、変更の可能性があるような動きになっているということでもありますけれども、実際にこの制度をこの地域で利用しているのは、函館で2園ぐらいしかないということなのですが、七飯町がこの制度を利用しない理由は、どういう理由なのか、それについて。せっかく国がある程度の補助をするという状況になっている中で、全く利用しないというのは、ちょっとどうかと思いますので、その辺についても少し具体的な理由を教えてください。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） こども誰でも通園制度に関してです。先ほど申し上げましたとおり、これから国のほうで本格的な運用を目指して、国のほうでも準備している状況でございます。モデル事業として実施しているのが、この管内では函館市だけだったのです。函館市でもできる園を募集して、先ほどおっしゃったとおり2園程度ということの現状なのです。

七飯町としては、なぜやらないのかということだったのですけれども、まずは、国からの動向を見て実施するというところで、準備はしているところです。こども誰でも通園制度に代わる制度というか、今やっていることというのは、保育の一時預かりというところがありますので、そちらの一時保育で親御さんの理由によって、ちょっと子供を預かってほしいとかというときには、そちらの制度を利用させていただいておりますので、それで、実際のこども誰でも通園制度が始まるまでのつなぎの制度として、これからも利用していただければと考えておりますので、御理解をお願いし

たいと思います。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） それでは、4問目へ行きます。

道の駅合併浄化槽対策工事についてであります。

令和5年第4回定例会で「道の駅グリース阻集器設置工事」220万円の補正予算が可決されております。

令和6年1月設置工事の開始で、3月14日採水し、水質調査を実施し、その結果を踏まえて、4月18日の臨時議会で、今後の浄化槽の適正化工事の補正予算が生まれ、議会に提案し、採決されております。

今回、この浄化槽適正化工事を実施し、酵素方式によって油の処理をするという対策を実施する形で、この浄化槽の改善ということの方向を打ち出しているわけですが、その中身について、よく分からない部分がありますので、以下の3点についてお伺いいたします。

1点目、酵素方式とは、どのような酵素で油をどのように処理をするのか。

2点目、こうした酵素方式で合併処理浄化槽の機能を高め、BODの値を引き下げる処理をしている具体的な、ほかでの実施例があれば実例についてお伺いいたします。

3点目、今回の浄化槽適正化工事は、油の排出がBODの値を引き上げている最大の原因であるとしての工事ではありますが、そもそも現在設置されている合併浄化槽の能力は330人槽ということになっておりまして、これは来客数に相当する処理能力を満たしていないのではないかとこの部分があると思われまますので、その点について問題はないかお伺いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上 剛） それでは、1点目についてお答えいたします。

昨年実施しました道の駅浄化槽適正化委託の結果において、浄化槽への流入水、いわゆる排水成分のうち、油脂由来のノルマルヘキサン抽出物質が多分に含まれており、これが浄化処理に支障が

ある旨の指摘がございました。

これを受けまして、昨年度内に飲食店等においてグリストラップを整備してございます。

これに加え、今回導入する前処理槽方式では、酵素剤を活用し、既存の浄化槽が無理なく機能性を発揮できる処理量となるよう、これらの効果により、油脂分と汚泥排水のさらなる分解能力を高め、放流時のBODが基準値内になることが期待できる内容となっております。

2点目の具体的実施の例についてですが、近隣自治体においては、給食センター2か所の導入事例がございます。いずれも前処理した排水を合併浄化槽で再処理をしており、排水基準値となる20ミリグラム／リットル以下まで浄化されているという実例を確認しております。

3点目について、現在設置されている合併浄化槽は、御質問にもあるとおり、330人槽の規格で運用しておりますが、計画段階での夜間想定利用者数の見込みと現状の利用者数の実績とで、大幅に活用の方法が拡大しているということが実態となっております。

このたび、前処理槽方式を導入し、酵素剤を用いることにより、あらかじめBOD値を下げ、既存の330人槽の浄化槽が本来の機能性を十分に発揮できるよう対策を講じていくことから、この点に関しての問題点は解消されるものと捉えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 1問目に質問しました酵素剤というのは、どのような酵素で、それはどのような働きをするのかという点について、まだお答えになっておりませんので、それについて再度お伺いいたします。

また、今回330人槽、これは従来のまま使うということで、330人槽の前処理の段階に、一つ酵素処理槽を設けて、油の分解を促進して、そしてBODを下げるという働きをつけ加えて対応するというようになっておりますけれども、この方法で、今考えられているのは、本来、町が一度調査した数字があります。それは10月15日、BODが400ミリグラム／リッター、14日は

450ミリグラム／リッターという値がありますがけれども、これを参考にして、これに対応するような形での酵素処理というものを考えておられるということになっております。

それでいきますと、従来、330人槽で処理できるのは約250ミリグラム／リッターのBODまでであるということだということなのですけれども、酵素処理ではBODを300ミリグラム／リッターにするというふうにしております。要するに、従来の450という数字を酵素処理で引き下げて、本来、330人槽で処理できる、そういう数字にまで下げて処理をするということをおっしゃられました。

実施例もあるとおっしゃいましたけれども、実際に町が算出した数値、これが本当に、それがそのとおり機能が発揮するのかどうか、それについてちょっと疑問点がありますので、ちょっと確認したいと思うのですが、まず、酵素処理でBOD250ミリグラム／リッター、これを引き下げるということにしまして、残る300ミリグラム／リッターのBOD、これを従来の330人槽で処理をするということと対応するという計画になっております。

これは、最大450ミリグラム／リッターというBODを想定してはおりますけれども、実際に10月に実施した数値は、年間の最大値と思われる、例えば5月頃のゴールデンウィーク前後の最大の来客数があるような状況で通用するのかどうか、そういう問題があると考えられるわけでありまして、その辺について懸念はないのかどうか、それについてお伺いします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上 剛） それでは、お答えしてまいります。

まず、1点目の酵素剤を使われる内容について、どんな内容のもので、どんな処理、どんな成分、どういう種類のものなのかということだと思っておりますけれども、これにつきましては、現在、本工事に向けて、酵素剤をどのような種類で賄っていくのかということをお伺いしておりますので、いろいろな種類がある中で、どれを選択していくのかということは、今、設計の中で決

まっっていくこととして捉えておりますので、その点については、御理解いただきたいと思います。

また、この酵素剤がどのような働きをするかということでございますけれども、これは、前処理槽でもって事前に、BODの高い汚物を酵素剤を使って、油分も含めて、汚れ分が高いものを、あらかじめBOD値を下げて、水分と固形物ということ、汚染物質を含んだ物質に分けて、BOD値が下がった段階で既存の浄化槽のほうで受けて、本来の能力を発揮できるという働きをするものでございますので、御理解いただきたいと思えます。

また、ピーク時、450ミリグラム／リッターのBOD値が出た中で、去年の10月ということなのですけれども、これは、既存の浄化槽については、処理可能能力が300ミリグラム／リットルということでございまして、450を300以下に前処理槽を活用して下げて、本来の機能性を高めていくということでございますので、ゴールデンウイークだとか、人がピーク時に入るときの対応もできるのかという懸念もございすけれども、これについては、設計の中である程度、担当としましても、その処理能力は確保できるものと認識してございますので、それに向けて施工のほうを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 何かまだはっきりした、こうすればこうなるというデータに基づいた対応がまだ十分できていない状況の中で、こういう方向で実施をするという状況になっておりますけれども。

一つお伺いしたいのは、酵素に関してもまだ、どういった内容でやるのかということも決まっていないということでは、決めた段階でどの程度の効力があるのか確認しないと、この方法で十分対応できるかどうか、それすら判明しない問題ではないかと思えますけれども、それについてどうなのか。

それからもう一つ、最大BODが450ミリグラム／リッターを想定しておりますけれども、こ

れが本当に年間のこれまでのBODの数値の最大なのかどうか、それについては非常に疑問があります。例えば、ゴールデンウイーク時に、実際はどのくらいの数値が出ていたのかということも確認しないと、どうもはっきりしないのではないかと思いますので、この2点について再度お考えいたします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上 剛） 酵素剤につきまして、まだ決まって、設計段階ということで答弁させていただきましたが、これについては先ほど申し上げたとおり、設計の中身がある程度掌握でき次第、酵素剤の内容を決めていきたいと考えております。

また、その効果ですけれども、近隣自治体の給食センター等で使っている実績等もございまして、それが基準値内に収まっているという実績も確認しているところから、ある一定の、同種の酵素剤を使うことによって、明らかに基準値内を下回ることができる可能性があるという捉えで、作業を進めているところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

また、この最大値の450がピーク時のものに値するかどうか、これにつきましては、担当として捉えている最大原水のBOD値が450と、これが最大値として把握しているところでございますので、ちょっとゴールデンウイークの最大ピーク時、一番人が集まるときにどういう数字になっているのか、その辺も検証を踏まえて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） まだ確定していないと、これでいけば大丈夫という数値を確認していないような取組になっているのではないかと思います。まず、酵素がどれだけの効力があるのか、実際にテストして、これで行けるという確認をしないとならないのではないかと思います。一つあります。

それからもう一つ、先ほども質問しておりますけれども、ゴールデンウイークの、例えば最大の来客数のあるときの実際はどうかだったのか、どう

いう数字だったのかという数字の把握もまだできていないということですので、この辺については、それを踏まえた上で、今後の対策、計画に生かしていただかないと、やったはいいいけれども、結果は目的どおりにいかなかったということが起こり得るのではないかと思いますので、その辺についてどう対応するのか、最後にお聞きします。

○議長（木下 敏） 暫時休憩といたします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

上野武彦議員の質問に対する答弁より入ります。

商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上 剛） 大変貴重な時間を費やしてしまいまして申し訳ございません。

先ほどの答弁の内容ですけれども、ちょっと私、上野議員からの酵素剤の活用の話で、ちょっと質問の意図と答弁の意図がちよっと食い違っております、これについて再答弁させていただきたいと思います。

まず、前処理槽の使用につきましては、秋口に設計をかけまして、その調査を基に、このたびの全員協議会の中で、処理能力が適切な基準内に収まるということを確認した上で、今回、工事を発注する設計と、工事を発注する予算を取らせていただきました。

その前処理槽の機能性としましては、最大値で、この近郊の実例を見ますと、1,500ミリ／リットルのBOD値が300の基準値内の処理能力まで落とすことが可能であるということを確認した上で、この仕様に基づき工事発注をする予定として捉えております。

酵素剤の中身を問われたと勘違いしたものですから、それについては設計の中で、どのものを使っていくかというお話をさせていただいたのですけれども、これにつきましては、まず、機能性としましては、この内容を十分満たして、基準値

内に収まる、BOD値に収まる処理ができる内容と捉えておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

また、ゴールデンウィーク時のBODにつきましては、いろいろ調査している中で、これについては、今回、法定検査等も確認している中で、通常のBOD値を、今、検査待ちの状態となっておりますので、その結果を踏まえて、また今後の対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 酵素処理の能力に関しまして、今、答弁いただいたわけですが、BODが1,500ミリグラム／リッターまでの能力があるということなのですが、これは処理水の量に対してどのくらいの酵素で処理すれば、このくらいの能力を発揮して、処理できるかという数値はもう既に把握しておられると考えてよろしいのでしょうか。

それから、この年間の最大値があっても、それに対してこの酵素の能力でいえば十分対応できると考えておられるかどうか。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上 剛） 先ほど答弁してまいりましたBOD値1,500ミリグラム／リットル最大値ですけれども、これが処理できる実績として捉えているという答弁をさせていただきました。これにつきましても、酵素剤をどれだけ投与して、どれだけの成果というのは、これは先ほど申し上げましたとおり、設計の中でいろいろ投入量だとか、その辺を積算して、ランニングコストにかかるものの積算も合わせて把握できていくということで、これはまた機械設備とは異なる考え方ですので、その基準値内に収まる分量だとか、それは設計の中で決まっていくと認識しています。

また、最大値であっても対応できるとかどうかにつきましては、それは、どれだけの酵素剤を投入して、基準値内に収まるかということにつながってくるかと思っておりますので、その辺は、設計の内容を確認して実施してまいりたいと考えており

ます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 酵素剤の量を調整することによって、例えばこれまで町が挙げたBODの最大値が450ミリグラム/リッターですけれども、それ以上大きい数字が、例えばゴールデンウイークに650とか、そういう数字が出て、酵素剤の量の調整によって十分対応できると考えておられるかどうか、これについて再度確認します。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上 剛） 御質問内容のBOD値がいろいろ変動することも想定されるかと思えます。これについては、最大BOD値が幾らの場合にはどれくらいの投入量でこれくらいの数値に落ちていくだろうという実証、実例も参考にさせていただきながら、それに沿った投入量というものを把握し、それを機能性として生かしていくということと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

とにかくこの酵素剤を使つての前処理槽なのですけれども、最大値1,500ミリグラム/リットルまでの処理能力を有しているということでございますので、これについては心配する課題と懸念はないかと捉えております。

以上でございます。

散 会 の 議 決

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時02分 散会

